

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	フィリピン、オランダ及びニュージーランドとのACSA －安全保障協力を資する各国との物品役務相互提供協定の概要－
著者 / 所属	奥利 匡史 / 外交防衛委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	483号
刊行日	2026-4-30
頁	33-42
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20260430.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75020) / 03-5521-7686 (直通))。

フィリピン、オランダ及びニュージーランドとのACSA

— 安全保障協力を資する各国との物品役務相互提供協定の概要 —

奥利 匡史

(外交防衛委員会調査室)

1. はじめに（ACSAの概要）
2. 各国との安全保障・防衛協力の概要
3. 各協定の主な内容
4. 国内法との関係
5. おわりに

1. はじめに（ACSAの概要）

2026年3月24日、日・フィリピン物品役務相互提供協定¹（以下「日・比ACSA」という。）、日・オランダ物品役務相互提供協定²（以下「日・蘭ACSA」という。）及び日・ニュージーランド物品役務相互提供協定³（以下「日・ニュージーランドACSA」という。）の締結に係る承認案件（それぞれ閣条第1号、閣条第2号、閣条第3号）が第221回国会に提出された。

物品役務相互提供協定（ACSA（Acquisition and Cross-Servicing Agreement））とは、自衛隊と締約国の軍隊との間において、物品・役務の相互の提供を実施する活動及び提供する物品・役務並びに当該提供を実施する場合における決済その他の手続について定めるもの⁴である。なお、ACSAは自衛隊と他国の軍隊との間の物品・役務の提供や受領そのものを法的に直接可能とするものではなく、あくまでそれぞれの締約国の法令の規定に基づく物品・役務の提供の実施に必要となる決済手続等の枠組みを定める協定である。

¹ 正式名称は「日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の協定」。

² 正式名称は「日本国の自衛隊とオランダ王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオランダ王国政府との間の協定」。

³ 正式名称は「日本国の自衛隊とニュージーランド国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とニュージーランド政府との間の協定」。

⁴ 自衛隊法第84条の5第1項第3号

日本はこれまで、米国、豪州、英国、カナダ、フランス、インド、ドイツ及びイタリアの8か国とACSAを締結し、いずれも発効済みである。

本稿では、日・比ACSA、日・蘭ACSA及び日・ニュージーランドACSAの審査に資するべく、近年の各国との安全保障・防衛協力に触れた後、各協定の主な内容を紹介する。本稿で用いる肩書、名称等は当時のものである⁵。

2. 各国との安全保障・防衛協力の概要

日本の安全保障・防衛協力の方針について、国家安全保障戦略（2022年12月16日国家安全保障会議及び閣議決定）では、「同盟国・同志国間のネットワークを重層的に構築するとともに、それを拡大し、抑止力を強化していく。」とされており、そのための具体的な取組として、二国間・多国間の対話を通じた同志国等のインド太平洋地域への関与の強化の促進、共同訓練等のほか、ACSAなどの協定の締結が挙げられている。

（1）フィリピンとの関係

長期にわたって緊密な関係を築いてきた日本とフィリピンは、2011年9月の日比首脳会談において、両国関係を「戦略的パートナーシップ」と位置付けた。その後、2012年7月の日比防衛相会談において防衛協力・交流に関する意図表明文書に、2015年1月の日比防衛相会談において防衛協力・交流に関する覚書に署名した。これらの文書において、両国が防衛協力・交流を行う分野として、防衛相や次官級といったハイレベル交流、自衛隊とフィリピン軍の実務レベル交流、多国間協力、訓練・演習への参加や部隊間の交流、防衛装備・技術に関する協力、能力構築に関する協力などが挙げられた。共に米国の同盟国である日比間では、防衛相会談、制服組幹部、防衛当局間協議など、様々なレベルで意思疎通が行われているほか、自衛隊とフィリピン軍による各軍種の共同訓練や両国が参加する多国間の共同訓練が重ねられている。加えて、2013年11月にフィリピンで甚大な台風被害が生じた際、フィリピン国際緊急援助統合任務部隊が日本からフィリピンに派遣された。なお、2025年9月には、日・比RAA（第217回国会で承認）⁶が発効した。

なお、フィリピン政府は2023年8月に「国家安全保障政策2023-2028」⁷を策定した。この中で、海洋権益を含めた国家の主権と領土を防衛できる国家の実現を目指すとの方針を示した。また、信頼醸成及び能力構築を目的とした合同演習、技術移転、相互運用性、情報交換及び合同パトロールといった取組によって他国との関係を強化することを掲げた。

こうした中、2025年4月の日比首脳会談において、日・比ACSAの交渉を開始することで一致し、2026年1月15日、マニラにおいて署名が行われた。

⁵ 本稿は、2026年4月6日までの情報を基に執筆している。各ウェブサイトの最終アクセス日も同日。

⁶ 日・比部隊間協力円滑化協定。一方の国の部隊が他方の国を訪問して協力活動を行う際の手続及び同部隊の法的地位等を定める協定である。その主な内容については、奥利匡史「深化する日本とフィリピンの安全保障協力ー近年の日比安保協力の状況と部隊間協力円滑化協定・実施法案ー」『立法と調査』No. 474（2025. 4. 14）62～74頁を参照されたい。

⁷ フィリピン国家安全保障会議ウェブサイト<https://nsc.gov.ph/images/NSS_NSP/National_Security_Policy_2023_2028.pdf>

(2) オランダとの関係

日本とオランダは、基本的価値を共有する戦略的パートナーであり、2025年には「交流425周年」を迎えた。安全保障・防衛協力について、2016年12月、両国は防衛協力・交流に関する覚書に署名した。この中で、ハイレベル・実務レベル交流、相互訪問時における訓練を含む部隊間協力、地域情勢・災害救援・弾道ミサイル防衛・防衛装備・技術などの分野に関する様々なレベルでの意見交換によって、安全保障・防衛協力を強化することとされた。また、2025年4月の日蘭首脳会談において、戦略的パートナーシップの設立に関する共同声明に基づく、日・オランダ・アクションプラン2025が公表され、「相互に結び付いたインド太平洋及び欧州の双方の安全保障及び安定を支える、法の支配及び自由で開かれたインド太平洋の実現の推進の継続」、「二国間の安全保障及び防衛協力の強化及び向上」、「実務レベル及び部隊レベルでの交流の促進」等が掲げられた。こうした方針の下、安全保障・防衛協力は活発化しており、両国は、二国間・多国間の共同訓練を重ねている。また、2024年5月下旬から6月上旬、オランダは海軍の艦船を日本周辺海域に派遣し、国連安保理決議により禁止されている北朝鮮籍船舶の「瀬取り」を含む違法な海上活動に対して、同国として初となる警戒監視活動を実施したほか、これに際して、6月に長崎港に寄港した。さらに、2025年1月、日本の統合幕僚長が初めてオランダを公式訪問して国防軍参謀総長と会談を行い、インド太平洋と欧州・大西洋の安全保障が不可分であるという認識を共有するとともに、二国間協力の方向性等について意見交換を行った。

なお、オランダは、2020年11月に独自のインド太平洋ガイドラインを策定し、EU内でのインド太平洋に関する議論をフランスやドイツとともにリードしている⁸。また、オランダ国防省ウェブサイト⁹において、欧州の安全保障がインド太平洋地域の情勢と直結する中、日本はインド太平洋地域の安全保障において主導的な役割を果たしており、オランダにとって同地域における重要なパートナーであるとの認識が示されている。

こうした中、2025年6月、岩屋毅外務大臣とディック・スホーフ・オランダ首相の懇談に際して、日・蘭ACSAの交渉を開始することで一致し、同年12月18日、ハーグにおいて同協定の署名が行われた。

(3) ニュージーランドとの関係

日本とニュージーランドは、基本的価値を共有し、長年良好な関係を維持してきた。両国の関係は2013年6月の日・ニュージーランド外相会談において戦略的協力パートナーシップに位置付けられ、同年8月には防衛協力に係る覚書に署名した。また、2023年6月には、「太平洋島嶼国地域における海洋安全保障、人道支援・災害救援及び気候変動における防衛協力に関する意図表明文書」の署名に至った。この文書において、協力の優先分野は、①海洋領域での活動に対する監視及び対処に関する太平洋島諸国支援といった海洋安全保障、②人道支援及び災害救援オペレーションから得られる知見の共有等、③防災、気

⁸ 日本外務省ウェブサイト<<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/netherlands/data.html>>

⁹ オランダ国防省ウェブサイト<<https://english.defensie.nl/latest/news/2025/12/18/japan-and-the-netherlands-sign-agreement-on-security-cooperation>>

候変動への対応能力を相互に向上させるための太平洋地域のパートナーとの能力構築活動及び政策支援等が挙げられた。こうした方針を踏まえ、両国は、防衛相会談、制服組幹部、防衛当局間協議など、様々なレベルで交流している。また、ニュージーランドは、北朝鮮籍船舶の「瀬取り」を含む違法な海上活動に対する警戒監視活動が各国によって開始された2018年から同活動に航空機を使用する形で繰り返し参加してきた。2024年8月から9月には、同国として初めて警戒監視活動のための艦船を派遣し、この機会を捉え、同年9月に海上自衛隊とニュージーランド海軍は二国間共同訓練を初めて実施した。両国が参加する多国間共同訓練も重ねられている。このほか、2025年8月には、海上自衛隊の護衛艦がウェリントンへ寄港するなど、安全保障・防衛協力が活発化している。

なお、2023年8月、ニュージーランド政府は、国防政策上の目標及び国防戦略を設定する「国防政策・戦略ステートメント2023」を公表した¹⁰。この中で、中国について、既存の国際的なルールや規範に挑戦するような形で、国力のあらゆる手段を行使していると指摘し、インド太平洋地域を含む自国域外に対して軍事力や準軍事力を拡大投射できるようになってきていると評価した。また、インド太平洋地域における安全保障上の課題が極めて深刻であることを踏まえ、主要なパートナーとの二国間及び多国間の更なる連携を強化するとの方針を示したところ、このパートナー国の中に日本が含まれている。

こうした中、2025年7月の日・ニュージーランド外相会談において、日・ニュージーランドACSAの交渉を開始することで一致し、同年12月19日、東京において同協定の署名が行われた。なお、同日、日本とニュージーランドは、情報保護協定¹¹にも署名した。

3. 各協定の主な内容

日・比ACSA、日・蘭ACSA及び日・ニュージーランドACSAは、いずれも前文、本文7か条及び末文から成り、おおむね同様の規定振りとなっていることから、主な内容についてまとめて紹介する。なお、これまで日本が締結してきたACSAについて、同盟国である米国とのACSAは、他の締約国とのACSAにはない活動が対象となるなど、異なる内容が含まれるが、そのほかのACSAはおおむね同じ内容となっている¹²。

(1) 対象となる活動

第1条1は、それぞれの協定の下で物品・役務の提供の基本的な条件が定められる活動の種類を規定している。具体的には、①自衛隊及び締約相手国の軍隊の双方（日・比、日・蘭、日・ニュージーランド）の参加を得て行われる訓練、②国際連合平和維持活動（いわゆる国連PKO）、国際連携平和安全活動（いわゆる非国連続括型PKO）、人道的な国際

¹⁰ ニュージーランド国防省ウェブサイト<<https://www.defence.govt.nz/publications/defence-policy-review-defence-policy-and-strategy-statement-2023/>>。なお、同時に同国初の国家安全保障戦略を公表した。

¹¹ 両国政府間で相互に提供される国家安全保障上の観点から保護する必要がある秘密情報について、受領する締約国政府が自国の国内法令に従って保護するためにとる措置等について定めるもの。

¹² 国連軍地位協定に基づく活動に係る規定（後述）は、米国及び同協定の締約国ではない相手国（インド、ドイツ及び日・蘭ACSAのオランダ）とのACSAには置かれていない。また、インドとのACSAは、提供される物品・役務の区分（後述）に「弾薬」が含まれない点で、他のACSAと異なる。

救援活動又はいずれかの締約国（日・比、日・蘭、日・ニュージーランド）政府の国若しくは第三国の領域における大規模災害への対処のための活動、③外国での緊急事態における自国民又は適当な場合には他の者の退去のための保護措置又は輸送、④連絡調整その他の日常的な活動（艦船又は航空機による締約相手国の領域内の施設への訪問を含む）、⑤締約国の法令で物品・役務の提供が認められるその他の活動の5種類となっている。

このうち⑤については、①から④のいずれにも該当しないが、各国の法制度の中で、締約相手国に対し物品・役務の提供を認めている活動を指す。日本の場合、重要影響事態における後方支援活動¹³、国際平和共同対処事態における協力支援活動¹⁴、武力攻撃事態等又は存立危機事態における行動関連措置¹⁵、海賊対処行動¹⁶、機雷等の除去及び処理¹⁷、情報の収集のための活動¹⁸がこれに該当する¹⁹。

なお、フィリピン及びニュージーランドは国連軍地位協定²⁰の締約国であるが、日・比ACSA及び日・ニュージーランドACSAにおいて、それぞれ、ACSAの規定は、国連軍地位協定に基づいて国際連合の軍隊を構成する部隊として行動する軍隊（日・比ACSAにあつてはフィリピンの軍隊、日・ニュージーランドACSAにあつてはニュージーランド国防軍）が実施するいかなる活動にも適用されない（第6条1）。この点については、両国とも日本国内に部隊を配属しておらず、また、国連軍内部の航空機等の一時的な立ち寄りの際にも物品・役務の提供は専ら米軍が実施しており、現時点において現実的なニーズが存在しないためとされる。他方、オランダは朝鮮国連軍参加国ではあるが、国連軍地位協定の締約国ではないため、日・蘭ACSAにおいて国連軍地位協定に関する規定は置かれていない。

（２）提供される物品・役務

第2条2は、ACSAに基づき提供される物品・役務の区分を規定している。ACSAに基づいて提供される物品・役務は、食料、水、宿泊、輸送（空輸を含む）、燃料・油脂・

¹³ 重要影響事態法第6条第1項・第2項及び第7条第8項、船舶検査活動法第5条第7項並びに自衛隊法第84条の5第1項第1号・第2号及び同条第2項第1号・第2号

¹⁴ 国際平和支援法第7条第1項・第2項及び第8条第8項、船舶検査活動法第5条第7項並びに自衛隊法第84条の5第1項第4号及び同条第2項第5号

¹⁵ 米軍等行動関連措置法第10条

¹⁶ 自衛隊法第100条の8第1項第2号及び第2項

¹⁷ 自衛隊法第100条の8第1項第4号及び第2項

¹⁸ 自衛隊法第100条の8第1項第7号及び第2項

¹⁹ 第217回国会における日・イタリアACSAの審査に際して、岩屋毅外務大臣は、「日伊のACSAが適用される対象には、法理上は、存立危機事態の下での自衛隊とイタリア軍隊との間の物品、役務の提供も含まれます。」としつつ、「ACSAを締結することをもって、イタリアとの間で存立危機事態における協力について具体的な想定がなされているということではございません。」「実際に日伊ACSAの適用が想定される活動の典型例としては、共同訓練、PKOへの協力を始めとする国際平和協力業務、人道的な国際支援活動、大規模災害への対処などであると考えております。」と述べた（第217回国会衆議院外務委員会議録第11号3頁（2025.5.9））。

²⁰ 正式名称は「日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定」である。なお、岩屋毅外務大臣は、「朝鮮国連軍は、国連軍地位協定に基づいて在日米軍施設・区域の使用が認められておりますが、横田飛行場に後方司令部要員4名を置くほか、部隊は配置されていないのが現状でございます。」と説明した（第217回国会衆議院外務委員会議録第11号21頁（2025.5.9））。

潤滑油、被服、通信業務、衛生業務、基地活動支援（基地活動支援に付随する建設を含む。）、保管業務、施設の利用、訓練業務、部品・構成品、修理・整備業務（校正業務を含む。）、空港・港湾業務及び弾薬の区分に係るものとし、それぞれの区分に係る物品・役務については、付表（表 1 参照）において定められている²¹。なお、第 2 条 3 は、第 2 条 2 に係る物品・役務に「武器の提供」が含まれないことを規定している。

弾薬の提供については、平和安全法制の成立過程における、いわゆる 5 党合意の趣旨を尊重し、適切に対処するとの日本政府の方針²²をフィリピン・オランダ・ニュージーランド側に伝達したとされる。

表 1 付表の内容

区 分	
食料	食料、食事の提供、調理器具及びこれらに類するもの
水	水、給水、給水に必要な用具及びこれらに類するもの
宿泊	宿泊設備及び入浴設備の利用、寝具類並びにこれらに類するもの
輸送（空輸を含む。）	人又は物の輸送、輸送用資材及びこれらに類するもの
燃料・油脂・潤滑油	燃料、油脂及び潤滑油、給油、給油に必要な用具並びにこれらに類するもの
被服	被服、被服の補修及びこれらに類するもの
通信業務	通信設備の利用、通信業務、通信機器及びこれらに類するもの
衛生業務	診療、衛生機具及びこれらに類するもの
基地活動支援 （基地活動支援に 付随する建設を含む。）	廃棄物の収集及び処理、洗濯、給電、環境面の支援、建設、消毒機具及び消毒並びにこれらに類するもの
保管業務	倉庫又は冷蔵貯蔵室における一時的保管及びこれに類するもの
施設の利用	建物、施設及び土地の一時的利用並びにこれらに類するもの
訓練業務	指導員の派遣、教育訓練用資材、訓練用消耗品及びこれらに類するもの
部品・構成品	軍用航空機、軍用車両及び軍用船舶の部品又は構成品並びにこれらに類するもの
修理・整備業務 （校正業務を含む。）	修理及び整備、修理及び整備用機器並びにこれらに類するもの
空港・港湾業務	航空機の離発着及び艦船の出入港に対する支援、積卸作業並びにこれらに類するもの
弾薬	弾薬、弾薬の提供、弾薬の提供に必要な用具及びこれらに類するもの

〔出所〕日・比 ACS A、日・蘭 ACS A 及び日・ニュージーランド ACS A の付表を基に筆者作成

²¹ 各協定の付表は同様の内容となっている。なお、第 217 回国会における日・イタリア ACS A の審査に際し、政府は、提供実績について、「これまで締結したいずれの国もそうでありますけれども、燃料が多くを占めております。自衛隊と共同訓練を行う場合でありますとか、相手国が自衛隊の施設などに一時的に立ち寄る場合などに有効に活用されているところでございます。」と答弁した（第 217 回国会参議院外交防衛委員会会議録第 18 号 21 頁坂本大祐防衛装備庁装備政策部長答弁（2025. 6. 5））。

²² 「平和安全法制の成立を踏まえた政府の取組について」（2015. 9. 19 国家安全保障会議及び閣議決定）。なお、5 党合意について、2015 年 9 月 16 日、自由民主党、公明党、日本を元気にする会、次世代の党及び新党改革の 5 党により、「平和安全法制についての合意書」が合意され、同月 17 日、参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会において、同合意書の内容が附帯決議として議決された上で、同月 19 日、参議院本会議において平和安全法制が可決された。5 党合意では、弾薬の提供について、緊急の必要性が極めて高い状況下でのみ想定されるものであり、拳銃、小銃、機関銃などの他国部隊の要員等の生命・身体を保護するために使用されるものに限ることとされている。

このほか、ACSAに基づき提供される物品・役務の使用は、国連憲章と両立するものでなければならないこと（第3条1）や、物品・役務を受領した締約国政府（以下「受領締約国政府」という。）は、当該物品・役務を提供した締約国政府（以下「提供締約国政府」という。）の書面による事前の同意²³を得ないで、受領締約国政府の部隊以外の者に対して、当該物品・役務を移転してはならないこと（第3条2）が規定されている。

（3）決済手続等

第4条は、ACSAに基づく物品・役務の提供に係る決済手続を規定している。

物品の提供に係る決済については、当該物品を返還することを原則としつつ、提供物品が消耗品である場合又は提供締約国政府が満足できる状態及び方法で返還することができない場合には、同種、同等及び同量の物品を返還することとしている。さらに、これでもできない場合には、提供締約国政府の指定する通貨により償還することとしている。

また、役務の提供に係る決済については、当該役務を提供する前に決済方法について両締約国政府で合意した上で、通貨による償還又は同種かつ同等の価値を有する役務の提供により決済することとなっている。

なお、ACSAに基づく物品・役務の提供に係る細目等は、両締約国（日・比、日・蘭、日・ニュージーランド）政府の権限のある当局間において作成される手続取決めに定められ、また、償還される物品・役務の価格は、手続取決めに定める関連規定に基づいて決定することとなっている（第5条）²⁴。手続取決めは、連絡経路、発注証の様式、受領当事者の責任等並びに物品・役務の要請、受領及び決裁の手続の細目や物品・役務の価格の決定の手続、決済の期限、連絡先等、それぞれの協定の第4条に基づく決済の手続の細目等を定めるものであるが、フィリピン・オランダ・ニュージーランド側と交渉中とされる。

4. 国内法との関係

（1）ACSAを実施するための主な国内法

ACSAは自衛隊と他国の軍隊との間の物品・役務の提供や受領そのものを法的に直接可能とするものではなく、あくまでそれぞれの締結国の法令の規定に基づく物品・役務の提供の実施に必要となる決済手続等の枠組みを定める協定である。

日本がこれまで締結してきたACSAの実施に関する主な国内法として、平時の訓練等については自衛隊法、PKOについては国際平和協力法、米軍等に対する後方支援については重要影響事態安全確保法や国際平和支援法等、有事については米軍等行動関連措置法が挙げられる（表2参照）。

²³ 第213回国会における日・ドイツACSAの審査に際し、木原稔防衛大臣は「仮に相手国政府から自衛隊が提供した物品を第三国に移転することにつき同意の要請があった場合には、そのときの状況を総合的に勘案して我が国政府として主体的に判断することになります。」と答弁した（第213回国会参議院本会議録第16号3頁（2024.5.8））。

²⁴ 手続取決めについて、第217回国会における日・イタリアACSAの審査に際し、岩屋毅外務大臣は、防衛当局間の文書であり、手続取決め自体は国際約束を構成するものではなく、行政府の権限の範囲内で実施することができる事項であると説明した（第217回国会衆議院外務委員会議録第11号21頁（2025.5.9））。

表2 ACSAに係る物品・役務提供の主な根拠規定（日米ACSAを除く）

適用対象		物品・役務提供の根拠規定			
平時	共同訓練・多国間訓練	物品	自衛隊法	第100条の8	第1項第1号
		役務			第2項
	海賊対処行動	物品			第1項第2号
		役務			第2項
	大規模災害への対処 (国内)	物品			第1項第3号
		役務			第2項
	機雷等の除去及び処理	物品			第1項第4号
		役務			第2項
	在外邦人等の 保護措置・輸送	物品			第1項第5号
		役務			第2項
国際緊急援助活動	物品	第1項第6号			
	役務	第2項			
我が国の防衛に資する 情報の収集	物品	第1項第7号			
	役務	第2項			
連絡調整等の日常的活動 (自衛隊施設への一時滞在)	物品	第1項第8号			
	役務	第2項			
連絡調整等の日常的活動 (相手国軍隊の施設への一時滞在)	物品	第1項第9号			
	役務	第2項			
PKO	国連平和維持活動	物品	国際平和協力法	第9条	第4項
		役務			
	国際連携平和安全活動	物品			
		役務			
人道的な国際救援活動	物品	第33条	第1項		
	役務		第2項		
後方支援	重要影響事態	物品	重要影響事態安全確保法	第6条	第1項
				第7条	第8項
		役務		第5条	第7項
				第6条	第2項
	国際平和共同対処事態	物品	国際平和支援法	第7条	第1項
				役務	第2項
有事	武力攻撃事態等	物品	米軍等行動関連措置法	第10条	第1項
		役務			第2項
	存立危機事態	物品			第3項
		役務			第1項
					第2項
					第3項

(出所) 筆者作成

このうち、自衛隊法及び国際平和協力法について、従来、ACSAの締結に伴い、国内実施法として都度自衛隊法を改正し、締約国ごとに物品・役務の提供に関する規定を整備してきた。併せて、国際平和協力法を改正し、物品・役務を提供できる軍隊として、各A

C S Aの締約相手国の軍隊を追加してきた。

こうした中、2025年の第217回国会における自衛隊法の改正によって、対象国ごとに定められていたACS A関連規定を、ACS Aの「締約国」に対する物品・役務の提供に係る規定として統合した。また、同時に国際平和協力法も改正され、相手国を列挙せず「締約国」として括ることにより、共通規定化した²⁵。この改正の背景として、政府は、日米ACS A以外のこれまで日本が締結してきたACS Aに規定する活動の範囲及び提供される物品・役務の類型が定型化しており、これらのACS Aの国内実施法である自衛隊法及び国際平和協力法の改正内容は基本的に同様となっているということを挙げつつ、共通規定の例外が生じる場合は限定的であるとの考えを示した²⁶。また、共通規定化の利点について、締約相手国ごとに個別の条文を参照する必要がなくなり、ACS Aに関する自衛隊法及び国際平和協力法の規定の内容を総覧することが可能になることを挙げた²⁷。

(2) 財政法との関係

財政法第9条第1項は、「国の財産は、法律に基く場合を除く外、これを交換しその他支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し若しくは貸し付けてはならない。」と規定している。同項の規定によれば、原則、国の財産である物品の貸付けは有償での提供となり、貸付料等の適正な対価について相手方とその都度交渉した上で徴収する必要が生じるほか、自衛隊が物品の提供を受けた場合に、同種、同等及び同量の物品を提供することなどにより決済することができないこととなる²⁸。

このため、財政法第9条第1項の「法律に基く場合」として、自衛隊法第100条の9は、ACS A締約国の軍隊に対し、防衛大臣又はその委任を受けた者が自衛隊に属する物品の提供を実施する場合における決済その他の手続については、当該締約国との間のACS Aの定めるところによると規定している。これによって、財政法第9条第1項の規定の例外として、ACS Aに基づく物品の無償での貸付け²⁹、交換・支払手段としての使用が可能となる。また、自衛隊法第100条の9は、防衛省の機関又は部隊等が役務の提供³⁰を実施する場合における決済その他の手続についても、ACS Aの定めるところによると規定している。政府は、ACS Aに基づく手続について、無償での物品の提供が可能となるほか、物品・役務を提供する際の交渉が不要になるといった利点を挙げている³¹。

²⁵ なお、本稿で紹介している自衛隊法と国際平和協力法以外の国内実施法は、物品・役務の提供の対象となる国を「合衆国軍隊等」「諸外国の軍隊等」「外国軍隊」と規定している。

²⁶ 第217回国会衆議院外務委員会議録第11号29頁北川克郎外務省欧州局長答弁(2025.5.9)。なお、同答弁の際、例外が生じた場合には、法改正が必要になると理解している旨述べた。

²⁷ 第217回国会参議院外交防衛委員会議録第13号17頁中谷元防衛大臣答弁(2025.5.15)

²⁸ 第204回国会衆議院外務委員会議録第10号5頁青柳肇防衛装備庁装備政策部長答弁(2021.4.23)

²⁹ ACS A上の物品の貸付けは、貸付物品の返還を受けるが、貸付の対価としての貸付料は徴収しないため、国内法上は無償貸付と整理される(田村重信編『新・防衛法制』(2018年、内外出版)534頁)。

³⁰ なお、役務を提供することについては、財政法第9条第1項に相当するような一般規定はない。役務については、ACS A上では役務の通貨による償還等を要するという意味で提供役務の反対給付を受けることから、国内法上は有償提供と整理される(同上)。

³¹ 第217回国会衆議院外務委員会議録第11号6頁本田太郎防衛副大臣答弁(2025.5.9)

5. おわりに

政府は、「ACSAを始めとする安全保障に関する協定の締結は同志国との連携を一層強化するものであり」、「これを引き続き推進していく」との方針を述べた³²。他方、「一般に、部隊が行動する際には、必要な物品・役務の補給は自己完結的に行うことが通常であるが、同盟国の部隊がともに活動している場合などに、現地において必要な物品・役務を相互に融通することができれば、部隊運用の弾力性・柔軟性を向上させることができる。」との認識を示している³³。ACSAは「定型化」しているとされるが、物品・役務の補給は自己完結的に行うことが通常である中で、ACSAは同志国との安全保障協力においてどのように活用されるのかという点は改めて問われるであろう。

また、政府は、ACSA等の締結を目指す相手国について、「明確な基準というものを設けているわけではない」としつつ、「インド太平洋の中での同盟国、同志国というのは、できるだけやはり優先的に」ACSA等を締結することが望ましいとの認識を示した³⁴。それと同時に、欧州を含む「インド太平洋にコミットを強くしていただいている国々との間でも、そういう安全保障、防衛協力といったものを積極的に進めていきたい」と述べた。2026年4月現在、ACSA締結に向けた交渉は実施されていないとされるが、今後の政府の方針は焦点となるであろう。

他方、ACSAを含む安全保障協りに係る協定が日本周辺の安全保障環境に及ぼす影響が注目される。日・比ACSAの署名を受け、中国外交部の報道官は記者会見において、「中国は一貫して国家間の協力は第三国を対象とせず、第三国の利益を損なうべきでなく、地域の平和と安定を壊すべきではないと考えている。」「平和を愛する国と人民は日本の軍国主義復活と「再軍備」を断固阻止し、地域の平和と安定を守らなければならない。」と述べた³⁵。安全保障協りに係る協定が第三国を刺激し、日本周辺の安全保障環境を悪化させるようなことがあっては本末転倒である。ACSAはあくまで決済手続等の枠組みを定めるものであるが、日本政府には、国際社会に向けた丁寧な発信が求められる。

(おくり まさふみ)

³² 第217回国会参議院外交防衛委員会会議録第18号2頁(2025.6.5) 齊田幸雄外務省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化参事官答弁

³³ 『令和7年版防衛白書』323頁

³⁴ 第217回国会衆議院外務委員会会議録第11号19頁岩屋毅外務大臣答弁(2025.5.9)

³⁵ 中華人民共和国駐日本国大使館ウェブサイト<https://jp.china-embassy.gov.cn/jpn/lcbt/wjbfyr/202601/t20260120_11815760.htm>